

議案第20号

逗子市営住宅条例の一部改正について

逗子市営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成27年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市営住宅条例の一部を改正する条例

逗子市営住宅条例（平成9年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1市営住宅の表山の根住宅の項から小坪滝ヶ谷第2住宅の項までを削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

市営木造住宅の統廃合事業により木造住宅を用途廃止するに当たり、改正の要あるため提案する。